

山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいい、通期の4週8休以上を必須とする。

(2) 発注者指定型

現場閉所又は交替制により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

(3) 週休2日

① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、月曜日から日曜日までを基本とする1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、悪天候等、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。

② 完全週休2日（交替制）とは、交替制において、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら、1週間に2日間以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす

③ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

④ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は交替制を行ったと認められる状態をいう。

(4) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施して

いる期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(5) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率または休日率が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

(6) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(7) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(8) 交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日確保することをいう。

(9) 休日率

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

（対象工事及び発注方式）

第3条 山形県県土整備部及び各総合支庁建設部が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とし、発注者指定型で発注するものとする。ただし、次に該当する工事は除くものとする。

・緊急を要する工事（災害復旧工事は含まない）

2 連続施工せざるを得ない工事は交替制で発注するものとする。

（現場閉所による週休2日確保工事の取扱い等）

第4条 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載する。

3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日（土日）において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

- 4 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日（土日）の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
- 5 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日（土日）においては土曜日、日曜日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日（土日）においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 8 完全週休2日（土日）の取り組みにあたっては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。
- 9 災害対応等でやむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 10 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 11 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 12 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。

また、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
- 13 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
- 14 発注者は、月単位の4週8休以上又は完全週休2日（土日）の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を発行する

ものとする。

（交替制による週休2日確保工事の取扱い等）

第4条の2 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上の交替制を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が交替制による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。

3 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位または完全週休2日（交替制））について協議を行うものとする。

4 施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を交替制の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。

（1）非常勤の者（臨時で従事する者）

（2）現場作業日数が5日未満の者

5 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び月単位の週休2日又は完全週休2日（交替制）を確保する休日（予定）を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。

6 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日（交替制）の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

7 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

8 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた休日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。

9 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。

10 受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。

11 受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

12 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提示しなければならない。

13 発注者は、変更（精算時）の積算において、完全週休2日（交替制）を達成した

場合、完全週休2日（交替制）の補正係数に変更するものとする。

また、月単位の4週8休以上の交替制に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。

14 発注者は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

15 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上又は完全週休2日の交替制を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を発行するものとする。

（その他）

第5条 工事費の積算については別紙1に基づくものとする。

2 工事成績評定については別紙2に基づくものとする。

3 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙3に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第6条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

週休 2 日確保工事における工事費の積算について

〔発注者指定型〕

1 積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての週で土日に現場閉所されている場合。

② 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合。

暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%以上）を達成しているものとみなす。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

(2) 補正方法

積算方法毎に対象期間内の現場の閉所状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数	
	月単位の週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
労務費	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 1	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 2	1. 0 3

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 2
ガス圧接工		1. 0 1	1. 0 1

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
インターロッキング工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 0 2	1. 0 2
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (落石防護柵)		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 0 1	1. 0 1
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去・移設	1. 0 1	1. 0 1
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
法面工		1. 0 1	1. 0 1
吹付法砕工		1. 0 1	1. 0 1
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 0 1	1. 0 1
道路植栽工		1. 0 2	1. 0 2
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 2
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 1
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 2
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 0
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 0
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 1
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 1	1. 0 1

③ 土木工事標準単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
区画線工		1. 0 2	1. 0 2
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 2
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 1
構造物とりこわし工	機械	1. 0 1	1. 0 1
	人力	1. 0 2	1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 2

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日	完全週休 2 日 (土日)
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 2
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 2
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1. 0 1	1. 0 1
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
表面含浸工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 2
防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 1
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 0 1	1. 0 1
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 2	1. 0 2
バキュームブラスト工		1. 0 1	1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 0 2	1. 0 2
機械式継手工		1. 0 2	1. 0 2
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 1	1. 0 1
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1	1. 0 1
FRP 製格子状パネル設置工		1. 0 0	1. 0 0
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 2	1. 0 2
支承金属容射工		1. 0 2	1. 0 2
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 0 2	1. 0 2
フレア溶接工		1. 0 2	1. 0 2
H型ボラード設置工		1. 0 1	1. 0 1
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	作業車	1. 0 2	1. 0 2

2 当初（発注）時の積算

月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

変更（清算）時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

現場閉所が完全週休2日（土日）を達成した場合、完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとする。現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算する。

〔発注者指定型（交替制）〕

1 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて、各経費を補正するものとする。

（1）技術者及び技能労働者の休日率の状況

技術者及び技能労働者の休日率の状況は、次のとおりとする。

① 完全週休2日（交替制）

対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日／7日）以上の場合

② 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合

（2）休日率の計算

①対象者毎の休日率の計算

対象者毎に休日率を計算する。

なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。

$$\text{対象者の休日率} = \frac{\text{対象期間内の休日日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

②工事全体での休日率の計算

①により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。

③中抜け期間の除外

以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。

- ・他工事に従事している期間
- ・断続的な作業期間の間の期間
- ・長期休業等により出勤できない期間

（3）補正方法

対象期間内に従事した技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて次のとおり補正を行う。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数	
	月単位の週休 2 日 (交替制)	完全週休 2 日 (交替制)
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 2	1. 0 3

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日 (交替制)	完全 週休 2 日 (交替制)
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 2
ガス圧接工		1. 0 1	1. 0 1
インターロッキング工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1. 0 2	1. 0 2
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
防護柵設置工 (落石防護柵)		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工 (落石防止網)		1. 0 1	1. 0 1
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 0
	撤去・移設	1. 0 1	1. 0 1
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 2
法面工		1. 0 1	1. 0 1
吹付法枠工		1. 0 1	1. 0 1
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1. 0 1	1. 0 1
道路植栽工		1. 0 2	1. 0 2
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 2
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 1
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 2
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 0
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 0
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 1
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 1	1. 0 1

③ 土木工事標準単価方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休２日 (交替制)	完全 週休２日 (交替制)
区画線工		１．０２	１．０２
高視認性区画線工		１．０２	１．０２
橋梁塗装工		１．０１	１．０１
構造物とりこわし工	機械	１．０１	１．０１
	人力	１．０２	１．０２
コンクリートブロック積工		１．０２	１．０２
排水構造物工		１．０２	１．０２
鋼製排水溝設置工		１．０２	１．０２
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	１．０１	１．０１
	高所作業車	１．０１	１．０１
表面含浸工	固定足場	１．０２	１．０２
	高所作業車	１．０２	１．０２
連続繊維シート補強工	固定足場	１．０２	１．０２
	高所作業車	１．０２	１．０２
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	１．０２	１．０２
	高所作業車	１．０２	１．０２
漏水対策材設置工	固定足場	１．０２	１．０２
	高所作業車	１．０２	１．０２
防草シート設置工		１．０１	１．０１
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	１．０１	１．０１
	高所作業車	１．０１	１．０１
塗膜除去工		１．０２	１．０２
バキュームブラスト工		１．０１	１．０１
道路反射鏡設置工	設置	１．００	１．００
	撤去	１．０２	１．０２
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		１．０２	１．０２
機械式継手工		１．０２	１．０２
抵抗板付鋼製杭基礎工		１．０１	１．０１
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		１．０１	１．０１
FRP 製格子状パネル設置工		１．００	１．００
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		１．０２	１．０２
支承金属容射工		１．０２	１．０２
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		１．０２	１．０２
フレア溶接工		１．０２	１．０２
H型ボラード設置工		１．０１	１．０１

名称	区分	補正係数	
		月単位の 週休 2 日 (交替制)	完全週休 2 日 (交替制)
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 2
	作業車	1. 0 2	1. 0 2

2 当初（発注）時の積算

月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

変更（清算）時に工事費を積算することを基本とするが、休日率の状況を確認でき次第、積算できるものとする。

完全週休 2 日（交替制）を達成した場合、完全週休 2 日（交替制）の補正係数に変更するものとする。休日率が月単位の 4 週 8 休に満たない場合、月単位の週休 2 日の補正係数を除して、工事費を積算する。

週休 2 日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休 2 日確保工事を実施した工事について、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点は行わない。

2 評価方法

(1) 監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が月単位の 4 週 8 休以上、又は完全週休 2 日（土日又は交替制）の場合（次の 2 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（完全週休 2 日（土日又は交替制）を実施している。）」

② 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の 4 週 8 休以上の場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の 5. 創意工夫〔働き方改革〕において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の 4 週 8 休以上の場合

- ・「週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」
※週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

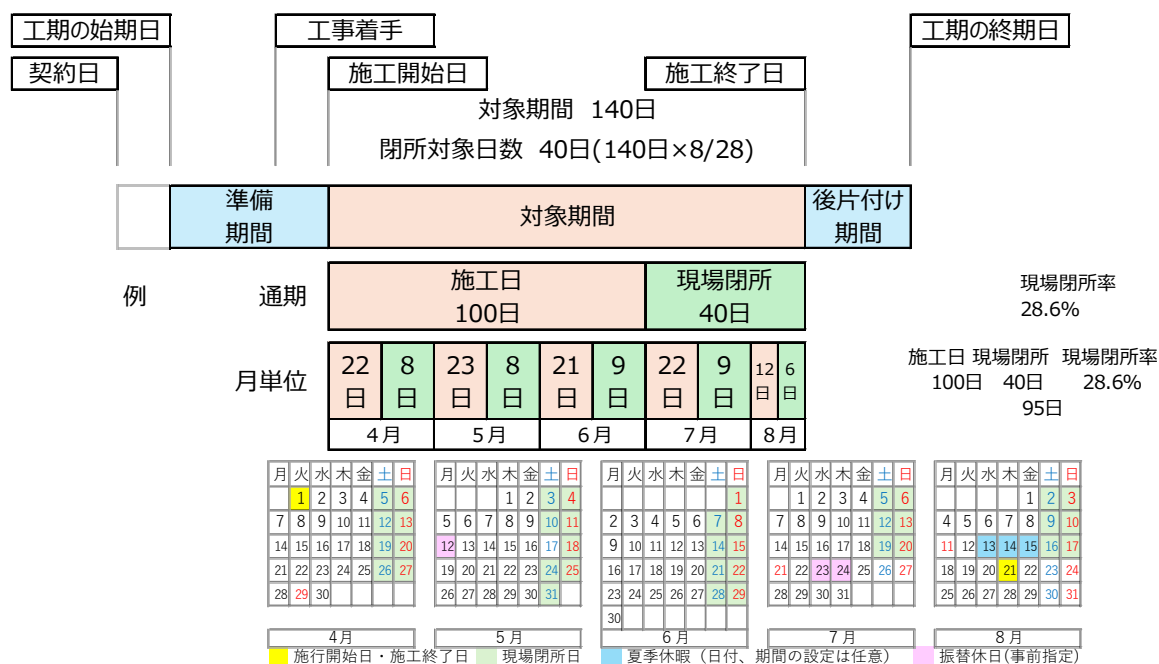
(3) 総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が通期の 4 週 8 休以上の場合

- ・「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」
- ・「現場閉所（交替制）による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。」

※週休 2 日の確保を行った場合は、2 項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則” a ”評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ”評価としないことができる。

週休 2 日確保工事における工期の考え方について

週休 2 日を確保するイメージ
(発注者指定型)

※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「通期」の 4 週 8 休以上。
かつ、月ごとに現場閉所率が $8/28=28.5\%$ 以上であれば、「月単位」の 4 週 8 休以上。

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。